

## 議案第23号

石岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定すること  
について

石岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により  
議会の議決を求める。

令和3年2月22日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

### 提 案 理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、新型コロナウイルス  
感染症の定義内容を改正するため。

## 石岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

石岡市国民健康保険条例（平成17年石岡市条例第117号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。